

令和3年度猟銃等講習会（初心者講習）開催計画表

1 開催日

年	R 3									R 4		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日		2 5	2 5		2 5		2 5	2 5	1 0	2 5	2 5	1 1
曜		火	金		水		月	木	金	火	金	金

2 受付時間（時間厳守でお願いします。）

午前8時50分から午前9時10分までの間

3 講習時間（考査時間を含みます。）

午前9時20分から午後4時00分までの間

4 開催場所

熊本市中央区水前寺6丁目9番4号

熊本聴覚障害者総合福祉センター

5 問い合わせ先

熊本県警察本部生活安全部生活環境課

（096）381-0110 内線3186，3187

6 その他

(1) 許可を受けられない場合について

裏面に記載した「許可を受けられない場合」に該当される方は、初心者講習を修了（合格）したとしても、猟銃等の所持許可を受けられませんのでご了承ください。

(2) 県外居住者について

県外居住者の方は受講できませんので、居住地を管轄する公安委員会による初心者講習を受講してください。

(3) 時間の厳守について

受付時間を過ぎた場合は、受講できませんので、時間を厳守してください。

(4) 携行品について

筆記具、写真1枚（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cm、裏面に氏名・撮影年月日を記載）、手数料6,900円、運転免許証等の身分証明書

(5) 住所について

猟銃等講習受講申込書の住所欄については、住民票等公的証明書どおりの表記で記載していただきますので、誤りのないよう事前に調べる等してください。

(6) 駐車場について

県庁外来駐車場を利用して下さい。

駐車券については、車両に置いたままにせず、開催場所に持参してください。

(7) 全日程の終了時間について

考査終了後、直ちに採点を行い、採点後その場で合格者に対して講習修了証明書を交付いたしますので、全日程の終了時間は午後4時30分ころとなります。

許可を受けられない場合（銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）第5条、第5条の2）

- 1 猟銃については20歳未満の者、空気銃については18歳未満の者
ただし、次の場合は、許可の申請ができます。
 - ・ 猟銃については、国民体育大会において猟銃を用いて行う射撃競技に参加する選手又はその候補者として住所地の所在する日本スポーツ協会の加盟地方団体（熊本県スポーツ協会）から推薦を受けた18歳以上の者
 - ・ 空気銃については、国際的な規模で開催される運動競技会（オリンピック競技等）の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として日本スポーツ協会から推薦を受けた14歳以上の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらし、その他銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者、又は介護保険法に規定する認知症である者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1、3、4に該当する者を除く）
- 6 住居の定まらない者
- 7 次の理由により許可を取り消された日から起算して5年を経過していない者
 - (1) 銃刀法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分又は許可の条件に違反した
 - (2) 2、6、12、13、15～18に該当した
 - (3) 人命救助等に従事する者が当該許可を受けた者の指示に基づかないで当該銃砲を所持した
 - (4) 猟銃用火薬類等について、火薬類取締法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反した
 - (5) 年少射撃資格者が射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した
- 8 次の理由により許可を取り消された日から10年を経過していない者
 - (1) 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る）で政令に定める違法な行為をした
 - (2) 銃砲刀剣類等を使用して上記(1)以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る）で政令に定める違法な行為をした
- 9 許可の取消し処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から処分決定の日までの間に当該処分に係る銃砲刀剣類を自己の意思に基づいて所持しないこととなった日から起算して5年を経過していない者（前記8の理由による取消し処分に係る者にあつては10年を経過していない者）
- 10 次の理由により年少射撃資格認定を取り消された日から起算して5年を経過していない者
 - (1) 2、6、12、13、15～18に該当した
 - (2) 銃刀法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した
- 11 前記8(1)(2)の理由により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して10年を経過していない者
- 12 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
- 13 次の理由により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
 - (1) 銃刀法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した
 - (2) 猟銃用火薬類等について、火薬類取締法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反した
- 14 前記8(1)(2)の理由により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者
- 15 ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定するストーカー行為をし、同法による警告を受け、又は同法による命令若しくはその延長の処分を受けた日から起算して3年を経過していない者
- 16 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による保護命令を受けた日から起算して3年を経過していない者
- 17 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者
- 18 他人の生命、身体若しくは財産又は公共の安全を害したり、又は自殺をするおそれがあると認められる者
- 19 猟銃所持者については、前記8(1)(2)の違法行為をした日から起算して10年を経過していない者
- 20 3～5、15～18に該当する同居親族がいる場合で、その同居親族が申請にかかる銃砲刀剣類を使用して、他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺するおそれがあると認められる場合

詳細については、銃刀法、銃刀法施行規則等の関係条文を確認してください。